

令和6年6月19日

宇部市議会産業建設委員会会議録

宇部市議会

宇部市議会産業建設委員会会議録

- 1 日 時** 令和6年6月19日(水)
午前10時11分から午後零時1分まで
- 2 場 所** 第2委員会室
- 3 事 件** (1) 議案第61号 宇部市営住宅条例中一部改正の件
(2) 報 告 アカデミー地区常盤台まちづくり構想(案)について
(3) 報 告 宇部市地域公共交通サービス水準調査・検討について
(4) 報 告 宇部市常盤通りウォークブル推進協議会の開催状況について
(5) 報 告 宇部市事業所設置奨励条例施行規則の一部改正について
(6) 報 告 宇部市公共下水道芝中ポンプ場再構築事業の進捗状況について
(7) そ の 他

4 出席委員(9名)

委員長	早野 敦 君	副委員長	山下 則 芳 君
委員	荒川 憲 幸 君	委員	射場 博 義 君
委員	笠井 泰 孝 君	委員	木原 大 介 君
委員	新村 秀 雄 君	委員	林 豊 廣 君
委員	三好 保 雄 君		

5 欠席委員(0名)

6 その他の出席者(0名)

7 説明のため出席した者

- (1) 議案第61号 宇部市営住宅条例中一部改正の件

都市政策部

部 長	磯 中 克 文 君
次 長	福 田 庄 吾 君
次 長	渡 辺 一 正 君
住宅政策課長	上 原 学 君
同課副課長	高 橋 智 宏 君
同課副課長	渡 邊 哲 文 君

- (2) 報 告 アカデミー地区常盤台まちづくり構想（案）について
都市政策部
部 長 磯 中 克 文 君
次 長 渡 辺 一 正 君
都市計画課長 青 木 信 之 君
同 課 副 課 長 安 達 洋 之 君
同課都市計画係長 三 井 宏 之 君
- (3) 報 告 宇部市地域公共交通サービス水準調査・検討について
都市政策部
部 長 磯 中 克 文 君
次 長 渡 辺 一 正 君
交通政策課長 新 原 英 宜 君
同 課 副 課 長 和 田 裕 君
- (4) 報 告 宇部市常盤通りウォークブル推進協議会の開催状況について
都市政策部
部 長 磯 中 克 文 君
次 長 渡 辺 一 正 君
中心市街地活性化推進課長 上 田 靖 之 君
同 課 副 課 長 安 部 達 也 君
- (5) 報 告 宇部市事業所設置奨励条例施行規則の一部改正について
産業経済部
部 長 林 孝 之 君
次 長 村 岡 和 弘 君
企業立地推進課長 藤 村 靖 君
同 課 副 課 長 喜 志 多 俊 通 君
- (6) 報 告 宇部市公共下水道芝中ポンプ場再構築事業の進捗状況について
土木建設部
部 長 村 上 守 君
次 長 福 田 宗 弘 君
次 長 國 司 哲 也 君
下水道経営課長 若 崎 真 和 君
同 課 副 課 長 岡 本 浩 之 君
同 課 副 課 長 幸 明 幸 雄 君

同課財政係長	山 根 純 子 君
下水道施設課長	姫 田 剛 志 君
同 課 副 課 長	友 末 健 治 君

8 事務局職員出席者

書 記	川 村 真由美 君
-----	-----------

———— 午前10時11分開会 ————

委員長（早野 敦 君） おはようございます。

ただいまから、産業建設委員会を開会いたします。

本日の審査は、お手元の日程案に従って進めたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（早野 敦 君） 御異議なしと認め、そのように進めさせていただきます。

次に傍聴についてであります。現在、申込みはありません。

なお、本日の委員会に対して今から傍聴の申込みがあった場合は、これを許可することといたします。

また、委員会の審査中であっても、傍聴者の委員会室への入退室は可能でありますので、念のため申し添えます。

委員長（早野 敦 君） それでは、まず、議案第61号宇部市営住宅条例中一部改正の件を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

執行部 おはようございます。都市政策部です。

よろしく申し上げます。

座って説明させていただきます。

それでは、議案第61号宇部市営住宅条例中一部改正の件について御説明申し上げます。

これは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律、いわゆるDV法の一部改正等に伴い、市営住宅の入居資格を規定した部分等について、所要の整備を行うものであります。

詳細につきましては、担当課長から説明させますので、御審議のほどよろしくお願ひいたします。

執行部 住宅政策課長の上原です。どうぞよろしくお願ひいたします。

座って説明いたします。

それでは、議案第61号宇部市営住宅条例中一部改正の件につきまして、御説明いたします。

議案集では11ページから12ページとなりますが、説明につきましては、別に作成しております、資料1と資料2を使って御説明いたします。

まず初めに、資料1を御覧ください。

DV防止法の主な改正ポイントを整理したものです。

これまで、保護命令はDV防止法第10条第1項で、接近禁止命令等と退去等命令がまとめて規定されておりましたが、精神的暴力等への対応が拡充され、改正後は、DV防止法第10条第1項と第10条の2に分けて規定されることとなりました。

次に、資料2を御覧ください。

これは、条例改正に係る新旧対照表に解説を記載したものです。

青字部分を御確認ください。

市営住宅の単身入居要件の特例としまして、DV防止法に基づく保護命令が発令されているDV被害者は、単身入居ができる規定がございます。

市営住宅の入居者資格を規定しました、第6条第2項8号ロにおいて、DV防止法第10条第1項の保護命令を準用しておりますが、法の改正により、保護命令が接近禁止命令等、法第10条第1項と、退去等命令、法第10条の2に区分されたため、その規定に合わせて改正するもの及び、複数の規定を対象とすることから、これらの規定を挿入するものです。

次に、赤字部分を御確認ください。

第1項及び第3項において、身体障害者や要介護者等で単身での在宅生活が困難な方について、単身居住が困難な者と定義し、集約的表記として改めるものです。

施行年月日につきましては、公布日となります。

以上で、説明を終わります。

御審議のほどよろしくお願いいたします

委員長（早野 敦 君） 以上で、執行部の説明は終わりました。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。射場委員。

委 長（射場 博義 君） はい。教えていただきたいところがあります。

今回第10条の第1項と第10条の2に分かれたということで、たぶん国でそういったことがあったからだと思うのですが、今まで1個に含まれていたものをわざわざ分けたということで、どのように扱いがよくなったのか、対応が変わったのか。

直接この条例に関わるかどうか分かりませんが、内容がそのように分かれるということは、どういう不都合があったのか分からなかったの。もともと第1項の中に含まれていたものをわざわざ分けたことについて、それはどういう理由で分かれたのかなど。もし分かれば。

執行部 これは内閣府の、男女共同参画局のウェブサイトからちょっと引用させていただきま

す。

最近のDVに関する相談件数等は増加傾向にある中、相談内容の約6割を占める精神的DVにより、心身に重大な被害が生じた例も報告されています。一方で、被害者の申立てに基づき、裁判所が加害者に接近等を禁止する命令を出す保護命令の認容件数は、一貫して減少しているということがあるようです。

このような状況も踏まえまして、改正前の制度では、身体に対する暴力などを受けた被害者のみを対象とする保護命令の強化や生活再建支援等の必要性が指摘されておりました。

これを受けまして、令和5年度改正法は保護命令の拡充としまして、接近禁止命令等について、自由・名誉・財産への脅迫を受けた被害者による申立てを可能とし、精神への重大な危害のおそれがある場合にも拡大し、命令期間の伸長、電話等禁止命令等における禁止行為の拡大、子への電話等禁止命令の創設、退去等命令の期間の特例の創設、保護命令違反に関する罰則の加重というものを行うとされています。

委員長（早野 敦 君） ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（早野 敦 君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（早野 敦 君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

議案第61号宇部市営住宅条例中一部改正の件について賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

委員長（早野 敦 君） 全会一致であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

委員長（早野 敦 君） 次に、アカデミー地区常盤台まちづくり構想（案）について報告をしたいとの申出がありますので、これを許可したいと思います。

執行部から報告を求めます。

執行部 それでは、アカデミー地区常盤台まちづくり構想（案）について御説明申し上げます。

これは、常盤台地区に新たな価値を創出するとともに、若者が集うまちづくりを推進するため、山口大学工学部、宇部工業高等専門学校と連携し、令和4年度からまちづくり構想の策定に取り組んでおまして、このたび、構想案を取りまとめましたので、御説明をさせていただきます。

詳細につきましては、担当課長から説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

執行部 都市計画課長の青木です。よろしくお願ひします。

座って説明させていただきます。

それでは、アカデミー地区常盤台まちづくり構想（案）について御説明いたします。

初めに、資料の確認をさせていただきます。

アカデミー地区常盤台まちづくり構想（案）を添付させていただいておりますが、皆様よろしいでしょうか。

1 ページを御覧ください。

右上に記載しておりますが、まちづくり構想は、市民や地域団体、教育機関、行政などが目指すべきまちの将来像を共有し、それを実現するための指針となるものです。

左下に対象地区を示していますが、上宇部地区と琴芝地区内で高等教育機関などが集積し、とさわ公園に隣接する地区をアカデミー地区常盤台としています。

本地区には、山口大学工学部をはじめ、宇部工業高等専門学校や高等学校、中学校などが集積し、人口に占める若者の割合が高い傾向にあり、少子高齢化が進む本市において、潜在的な可能性を有していると言えます。

また、山口大学工学部では、大規模な建物の更新などを具体的に検討し始めたこともあり、この機をとらえ、地区に新たな価値を創出し若者が集うまちづくりを推進するため、令和4年度から山口大学工学部や宇部工業高等専門学校と連携し、指針となるまちづくり構想の策定に取り組んでいます。

3 ページを御覧ください。

これまでの経緯になりますが、令和4年度には、地区の現状や課題を把握するため、市民や学生、企業を対象にアンケート調査を実施しました。

左側にアンケート調査の抜粋を掲載しております。

また、令和5年度にはワークショップを開催し、まちの将来像やまちづくりの方向性について意見交換を行いました。

右側に、ワークショップでの主な意見を示しております。

5 ページを御覧ください。

アンケート結果とワークショップの意見から、生活環境に求めるものや、地域間交流の不足、安全面等地区の課題を抽出し、その課題解決のための方向性として、地区が目指すべきまちの姿を、多様な人材交流が新たな価値を生み出す～若者と共創するまち～と設定しました。

6 ページを御覧ください。

目指すべきまちの姿を実現するため、抽出された課題に対し基本目標を設定し、目標ごとに取り組む方向性をまとめています。

7 ページを御覧ください。

画面中央の緑の着色が山口大学工学部と宇部工業高等専門学校敷地で、右側の赤い着色がときわ公園周辺を示しています。

こちらの位置図にアカデミー地区常盤台のまちづくり構想を実現するための具体的な取組を掲げ、将来のイメージとして取りまとめており、今後、関係者と連携を図りながら、可能なことから実行に移していく予定です。

なお、構想の素案につきまして、令和6年4月1日から4月30日までの30日間、パブリックコメントを実施したところ、5名の方から、22件の意見が提出されました。

主な意見としましては、大学などと地元企業が産学連携を進めることで、学生の地元企業への就職や若者の定住につながるのではないかという提案や、山口大学工学部や宇部工業高等専門学校の敷地を市民に利用できるよう開放してほしいなどという要望がありましたので、今後の取組を進めていく上での参考にさせていただくこととしました。

今後のスケジュールですが、今回取りまとめた構想案を7月中に策定し、公表する予定です。

以上で、アカデミー地区常盤台まちづくり構想（案）についての報告を終わります。

委員長（早野 敦 君） 以上で、執行部の報告は終わりました。

この際、ただいまの報告について質疑等はありませんか。笠井委員。

委員（笠井 泰孝 君） ちょっと今、このアンケートの結果などを見させていただいたのですが、例えば、若者が宇部市に定住しようと思って、就職とかも宇部市にと思ったときの前に、学生時代に宇部市でどうやって過ごすかと言ったとき、宇部市には遊ぶ場所がないと言う人が多いのです。

今回のアンケート結果の中に、遊び場所のことはあまり書いていないので、その辺の意見はなかったのか確認したいと思います。

執行部 遊び場所も欲しいという御意見も確かに、ちょっと今抜粋なのでここに掲載していることは限られておりますが、そのような御要望もありました。

特に今、学生、高校生などにアンケートをとらせていただきましたけれども、宇部市に欲しいもので特に上位にきたものとしては、魅力的な店舗とか、遊びに行きたい施設のようなものの御要望が多かったというのが現状です。

以上であります。

委員長（早野 敦 君） 荒川委員。

委員（荒川 憲幸 君） 地域がかなり限定されているのですけれども。

この若者の定着とか、今いろいろな要望が出されておりますが、この地域だけの問題ではないような気もするのです。

やはり宇部市全体のいろいろな課題について、含めて、やはり協議していかないといけないのかなという気もするのですけれども、この地域を限定されたというのは何かありますか。

執行部 このたび、山口大学工学部、宇部工業高等専門学校周辺と限ったところですが、一つはまず大学を考えますと、宇部市の中では、山口大学医学部、あと宇部フロンティア大学がごぞいます。

山口大学医学部につきましては、都市機能誘導区域になっておりますので、そちらのほうで施策が展開されます。

それと、宇部フロンティア大学につきましては、居住誘導区域から少し外れている所でありますので、先行的に、山口大学工学部周辺を対象として考えさせていただいたところです。

委員（荒川 憲幸 君） それで、今後、それ以外の所も検討するということですか。

このハード面の整備などありますけれども、予算的な部分というのは何か検討されていますか。

執行部 今のところ、予算計上等は考えておりません。

今後、関係課と連携しながら進めていきたいと思っております。

先ほどの、将来のイメージでつくりました構想につきましては、関係機関等とはお話をさせていただきまして、全く無理な話ではなく、将来実現可能であろう、進めたいという内容につきまして、掲載させていただいているところでございます。

以上です。

委員（荒川 憲幸 君） 要望ですけれども、道路に関しては、やはりかなり狭い部分もあり、安全性という面からは少し問題があるのかなというところもありますし、バス停でも、十分な広さが取れないということで上屋が設置できないとか、いろいろなハード面での課題があるかと思えます。その辺もやはり十分考慮していただいて、かなりの予算がかかるかなと想定できるのですけれども、あまり負担のないような状況で計画していただけたらと要望します。

委員長（早野 敦 君） 林委員。

委員（林 豊廣 君） このプロジェクトは、市の職員が主導となるのか。

それとも、一括してどこかに委託するような方法で実施されるのか。

執行部 今後の事業でしょうか。

こちらにつきましては関係機関と市のほうで話をし、企業や地元ができる範疇もあるので、その辺については、地元のみなさんと協議し、行政ができることについては、市のほうが検討させていただくような形で考えています。

以上です。

委員（林 豊廣 君） アンケート調査の中で、今のレストランとかコワーキングスペースとかいろいろ、これに対する要望が出ていますのですけれども、これを解決する手段というか、何か構想があるのですか。

資料3ページに、レストラン・カフェとかがあるのですけれども、あの辺りに、どこかこういう大きいものを造るという形、誘致するという形ですか。

執行部 今後の指針となるまちづくり構想なので、具体的に誘致等の計画はないのですが、山口大学工学部のほうで、コンビニなどを今検討されているという意見もあります。

あと、ときわ公園の中の、飲食施設の今後の実現というか、飲食店スペースを今よりよくしようという考えもありますので、その辺につながっていけばいいかなと考えております。

委員長（早野 敦 君） ほかに。三好委員。

委 員（三好 保雄 君） 構想を拝見いたしました。

今、学生のレストランとかカフェとか。

今、本当に旧山口井筒屋宇部店の所のまちなかに、学生に出てきてもらいたいなということ。

そして、ここにつくらなくても、まちなかに出て行けば、道路を、多少ここを整備してということはあるのですが、とにかく今つくった所に学生に出てきてもらいたい。

あるいは、市役所の周りで、ウオーカブルの所で、学生に出てきてもらいたいということであれば、ここの所、余りやり過ぎる必要もないのではないかなと、自分では思いがあります。

それから、今、どんどん民間のほうから入って来られて、かなり予算をそちらのほうに取られてしまうと。そして、今の現段階では、地元の企業をとということをおっしゃっておりますので、宇部市の中でどんどん経済が回るということをしていただくことをお願いしたいなと思っております。

以上です。

執行部 このたびの、この構想につきましては常盤台と限定しておりますが、就職等につきましては、アンケートを宇部市内の企業全般にとらせていただきました。

その辺、各機関と連携を進めながら、宇部市の全体ととらえて、若者の定着というのを目指したいと思います。

以上です。

委員長（早野 敦 君） はい、射場委員。

委 員（射場 博義 君） この、構想そのものはオーケーなのですが、この大学の周辺は、結構住宅も古いのですけれども、そういう所に対してのハード的なものを、今後整備していくという。今のままだったら多分、道も相当、中に入っていくと狭いし、入り組んでいて、今のままで整備をかけていくのであればちょっと限界があるかなと感じているので、将来はどのように考えていらっしゃるのか。

執行部 今もこちらの構想につきましては、具体的な開発等はないのですが、予算も限られている中でできるところから進めていきたい。

そして、山口大学と宇部工業高等専門学校と話をさせていただいたときも、歩行空間のハード整備の御要望がありましたので、その辺は、関係機関と協議を進めてさせていただいて、可能なところから対応できればと考えております。

以上です。

委員長（早野 敦 君） ほかに。林委員どうぞ。

委員（林 豊廣 君） 山口大学工学部と山口宇部空港を結ぶ交通ラインが非常に悪いと思うのですけれども。直通がないのです。宇部新川駅を経由するのですか、多分。

それで、そういったものというのはこれからの課題になると思うのですけれども、それもこの計画の中に入っているのですか。

執行部 今、多極ネットワーク型コンパクトシティの実現ということで、拠点になっているのが宇部新川駅になっているのですが、このまちづくり構想をつくるに当たり、交通局とも話をしております、先ほどのバス停の話もありましたが、具体的なその中にバス停の立てつけをちょっと改めようとかそういう検討も進めております。その中で、ダイヤの見直しという話もありましたので、具体的には今から進めていければと。

あわせて、今から都市計画マスタープランを令和7年度に策定させていただきますので、その際にも、そういう考えも含めて、公共交通の話も取り込みながら、進めていきたいと考えております。

以上です。

委員長（早野 敦 君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（早野 敦 君） ないようですので、以上で、アカデミー地区常盤台まちづくり構想（案）についての報告は終わりました。

委員長（早野 敦 君） 次に、宇部市地域公共交通サービス水準調査・検討について報告をしたいとの申出がありますので、これを許可したいと思います。

執行部から報告を求めます。

執行部 それでは、宇部市地域公共交通サービス水準調査・検討について御説明申し上げます。

暮らしに密着した安心安全な移動手段の維持確保は重要な課題となっています。

公共交通を将来にわたって持続可能な移動手段とするため、令和6年度に、地域公共交通の在り方や、サービス水準について、調査検討することとしています。

詳細につきましては担当課長から説明させますので、よろしく願いいたします。

執行部 交通政策課長の新原です。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、座って説明をさせていただきます。

初めに資料の確認をさせていただきます。

宇部市地域公共交通サービス水準調査・検討についてと書かれた資料を配付させていただいておりますが、よろしいでしょうか。

それでは、御説明させていただきます。

まず、趣旨についてです。

本市の公共交通において、人口減少や超高齢化の進行、モータリゼーションの進展などにより、利用者数が減少傾向にある一方で、運転免許証の返納による高齢者からの公共交通に対するニーズの高まりなど、公共交通を維持・確保していかなければならない状況にあります。

このような状況の中、この公共交通を将来にわたって持続可能な移動手段とするため、まちづくりの方向性や行政負担額、クロスセクター効果等から、現在の本市の公共交通サービスがどのような水準であるかを位置づけるとともに、令和8年度に予定している地域公共交通計画の改定に向けた検討資料等とするために実施するものです。

次に、実施方法と受託事業者選定方法についてです。

事業の実施方法としましては、本業務は高度な知識と豊富な実績を必要とするため、業務委託により実施することとし、受託者の選定方法につきましては、価格のみによる競争ではない、プロポーザル方式による受託事業者の選定としています。

次に、公募スケジュールについてです。

公募スケジュールは、令和6年4月19日に公募を開始し、企画提案書を5月23日までに受領しています。

また、プレゼンテーションによる審査は6月5日に実施し、6月11日付で契約を締結しています。

委託期間につきましては、契約締結日である令和6年6月11日から令和7年3月28日までとしております。

次に、業務委託の内容についてです。

業務委託の内容は、大きく5項目あります。

現状分析や課題等の抽出、公共交通等のサービス水準の検討、行政負担額の算出、地域内交通の代替交通モードの整理、これらを行うことにより、持続性の高い公共交通体系の確立を目的として策定しておりました、宇部市公共交通の総合的な方針の改定素案を作成することとしています。

次のページに移りまして、受託事業者は、プレゼンテーションの審査の結果、株式会社バイタルリードとなっております。

また、契約額は、プロポーザルを実施する際に設定しておりました、提案上限額である500万円以内の495万円となっております。

最後に事業スケジュールについてです。

今後のスケジュールとしまして契約締結日以降は、公共交通の現状把握やデータ分析、地理的状況把握などによる課題の抽出を進め、あわせてクロスセクター効果を算出するなどし、サービス水準案を設定していきます。

この案を11月上旬までに作成し、宇部市公共交通協議会で御意見をいただくこととしております。

また、12月には、産業建設委員の皆様からの御意見をいただけるよう、資料を調製し、御報告させていただきます。

そして、1月にパブリックコメントを実施し、広く市民の皆様からの御意見もいただき、令和7年3月には、本市の公共交通における最適なサービス水準が公表できるよう進めてまいりたいと考えております。

以上で、宇部市地域公共交通サービス水準調査・検討についての説明を終わります。

委員長（早野 敦 君） 以上で、報告は終わりました。

この際、ただいまの報告について質疑等はありませんか。荒川委員。

委員（荒川 憲幸 君） 要望をさせていただきます。

以前から公共交通について、宇部市は不便だという指摘がずっとあって、見直しもいろいろとされてきたのだらうと思うのですけれども、改善された兆しがないのです。

ほとんど変わっていない、不便だという意見がずっと続いて。

そして、東岐波でAIタクシーの実証実験等もやられましたけれども、結局、財政的な面でなかなか採用が難しいということで見送りになっています。

そういう、以前から指摘をされている公共交通の問題というのは、本当にしっかり考えていく1つのチャンスだらうと思うのですけれども、やはり大胆な改革が必要だらうと思うのです。

予算の面だけで、やはりこれ難しいねということになると、結局、以前と変わらないような事になってしまうと思いますので、本当に公共交通を便利なものにする、利便性を高めるという点で取り組んでいただけたらと思いますので、よろしくをお願いします。

委員長（早野 敦 君） 林委員。

委員（林 豊廣 君） このスケジュールからすると、私たちの意見が出せるのは、12月の委員会で説明を受けて、それに対する意見をやる機会しかないということですか。

それまでの、産業建設委員会の皆さんの意見のヒアリングというのは、このスケジュールからすると12月ですか。

執行部 そうですね、やはり宇部市公共交通協議会の委員様たちへのまず素案のようなものをつくり上げて、ある程度の形が見えてきたときに皆様の御意見をいただきたいと考えております。

委員（林 豊廣 君） その時には、今、荒川委員が言われたような、改革というのがある程度のもが出てくるということですか、できるならば。

執行部 はい、そのように考えております。

委員（林 豊廣 君） もう時間がないので、これで終わりですよという進め方はないと考

えていいですか。

もう1月にパブリックコメントをして、3月に入ったらもう日にちがないというようなことはないですか。

執行部　　そういうことは当然ありません。

これはすごく大事なことだと思っていますので、議論をしていきたいと思っています。

ただ、あまり中途半端なところで見ていただいても、議論ができないので12月を目標にしています。

それと、いろいろなサービス水準の手段を考えるというのは、この次になるかもしれません。

ですから、どこのところのサービスをしようかという考え方を、宇部市である程度決めて、それに向かってどういう手段があるかと、またその次の、実施手段ということで考えていくタイミングもあるかもしれませんので、段階段階で、節目節目で、議会ともよく協議をしながら進めていきたいと考えています。

以上です。

委員（林 豊廣 君）　　分かりました。

できるだけ頻繁に情報をいただければ、委員会でまた協力できるかなと思っていますので、どうぞよろしくお願いします。

委員長（早野 敦 君）　　はい、射場委員。

委員（射場 博義 君）　　今回の受託事業者で調査検討されるということなのですが、プレゼンテーションされていると思うのですが、どのような調査方法をとられますか。

執行部　　これまでに実施していた、そのアンケート調査を分析するだとか、またビックデータ、宇部市ではKDDIのアナライザーがありまして、それで移動動態とかも分かります。

また、250メートルメッシュの、人口密度の分布とか、そういったものをいろいろ分析しながら進めていきたいと考えております。

委員（射場 博義 君）　　今のも、必要なことだとは思いますが、やはりアナログ的なものも必要なのではないかなと思います。

やはり、人がどうして乗らないのかというところを、そこもある程度、調査の中で意見として集約しておかないと、データからだったら本当、机の上だけでできるので、そうではなく、現場でというのが必要ではないかなと思います。

執行部　　アンケート調査も、また新たに実施していこうと考えております。そこで、結果を反映していきたいと考えております。

委員（射場 博義 君）　　必要なことです。

今までも、アンケート調査とかいろいろ行った上で、いろいろ取組をしたけれども、うまくいかないということがありますので、その辺もなぜそうなっているのか、アンケートを出される方

が本当は利用しないのだけれども、将来に向かってあったらいいなみたいな形でやっているという方も多分多いのだと思うのですけれども、本当に困っている人たちが、どうだっていうような意見が吸い上げられているかというのは気になるので、その辺ちょっと努力いただければと思います。よろしくお願いします。

委員長（早野 敦 君） 笠井委員。

委員（笠井 泰孝 君） 今回の業務委託なのですけれども、1 ページ目のところに、価格のみによる競争で受託事業者を決定することは適当でないと言われていました。

それで、今回決まったのが島根県の業者さんで495万円。この495万円は、島根県の業者が宇部市に来て、今ビッグデータを使うとか、要するに、現状を把握しようと思ったら、やはり宇部市に来て調査しないといけないのかなと思うのです。そのときに、この495万円というのは、適当かどうかというか、プロポーザルだから相手が言う金額なのでしょうけれども、何かちょっと違和感があるのです。これは適正な価格という把握なのでしょうか。

執行部 そうですね、こちらのほうでは500万円を上限で、こういった仕様でということでプロポーザルの公募をかけて、それに対して500万円以内でできますというように言われたと認識しております。

委員（笠井 泰孝 君） 一応、はじめに宇部市から500万円という金額を設定して、応募をかけたということですね。分かりました。

委員長（早野 敦 君） はい、山下副委員長。

副委員長（山下 則芳 君） ちょっと関連が少しあるのですけれども。

これプレゼンテーションをした業者が何社あったか。

それと、宇部市から出した要求書に対して、ほかのところは幾らぐらいを提示されたのか、それをお願いします。

執行部 一応、今回の公募で、最初に参加表明を出された業者は3者ありました。

ただ、企画提案書を提出する段階で、1者ほどは辞退しますとのことで、プレゼンテーションを実施した事業者は2者となります。

他事業者の価格のほうは、ちょっと控えさせていただきたいと思います。

副委員長（山下 則芳 君） 価格を控えさせていただきたい理由は何ですか。

それと、もう1つの業者は、宇部市とか何県とか、どこの業者か。

執行部 プロポーザルのルールとして、選定されていない者の情報は非公開なので、価格だとか提案内容だとか、企業名もそうですけれども、公表しないということが決まりとなっていますので、御容赦いただきたいと思います。

副委員長（山下 則芳 君） それと、企業が決まったときは、どういう企業かというのを出してほしいと前もお願いしたのですけれども、この企業の概要はオープンできないのですか。

執行部 もう企業名が分かっておりますので、ホームページ等に公開されていると思いますから、確認できるかと思えます。

副委員長（山下 則芳 君） はい、分かりました、そうします。

資料をくださいというより、そのほうが良いと思えます。

委員長（早野 敦 君） はい、林委員。

委員（林 豊廣 君） 再確認です。私はその身分で業務の改革、不良品をなくすというようなQC活動をずっとやっていたのですが、その場合、業務を改善する場が、問題点は絶対現場にあるのです。その現場を100回見てと私は言っていたのです。私も十分行きました。

だから、その辺のこの業務の委託を含めた現場を、職員の方も含めた目で見てみて、現場を見て、それから改善をしていただければと思っています。どうかよろしく願いいたします。

業者任せではなく、ぜひ目で見てください。

委員長（早野 敦 君） 私から1つ。

副委員長（山下 則芳 君） 早野委員長。

委員長（早野 敦 君） 今からいろいろこう調べていただくということですが、今現在はあられるのですか。

執行部 2年前に地域公共交通計画を作るときには、やはり現状分析等しておりますし、そこで目標を掲げたものを、5年後にこれだけ利用者を伸ばしていきたいと目標をかかげて、毎年その状況分析というのはしております。

また、今回のサービス水準では、さらに深掘りした分析を進めていきたいと考えております。

委員長（早野 敦 君） それは出せるのですか。前のは。今現在、それを使っているわけですよ。

執行部 今、課長が言いました、公共交通計画につきましては冊子にまとまっています、データもある程度載っているものがありますので、ウェブサイトに載っているの、見ていただければと思いますし、冊子もお配りしたのではないかなと思います。ちょっとそこは確認しますけれども。

簡潔にまとめた資料はありますので、それは見ていただくことはできると思えます。

ですから、そういうデータも加えて、新たな視点で新たに出たデータだとかアンケートだとかも、総合的に判断してサービス水準を今年度検討していきたいというふうに考えています。

以上です。

委員長（早野 敦 君） はい、分かりました。

私が言いたかったのは、深掘りをするところを決めておられたら、おのずと方針は決まってくるわけです。

便数を増やすのか、それとも経路を増やすのか、それとも時間帯を広げるのか縮めるのか、そ

ういった大きなポイントがあると思うのです。

だから、突っ込んだポイントには、利用頻度が上がってくるとか、突っ込んででも利用頻度が上がってこない所には、利用があまり見込めないのであれば、そういうことはしないと思うのです。

だから、その辺の勘所というか、やはり林委員も言われましたけれども、我々の目の前に出てくるのがかなり煮詰まった段階で出てくるはずなので、やはりそれを見て議論するよりも、もうちょっと早い段階で議論ができたらいいなと思って今の話をして、今はこの水準だけど、これをここまで深掘りするのだということがもし出せるのであれば、説明をしてほしいなというのが今の話です。

執行部 はい、そうですね。

先ほど部長のほうも言われましたが、節目節目で、ある程度のデータがそろいましたら、また皆様の御意見をいただこうと思いますので、その時には提示させていただきます。

副委員長（山下 則芳 君） 前もかなりいろいろデータをとって、現状分析とかされましたけれども、このときの現状分析は、業務委託を誰かにさせたのか、それか、行政で行ったのか、どちらですか。

執行部 そのときも、業務委託でさせていただいております。

副委員長（山下 則芳 君） そのとき、どこの業者ですか。

執行部 そのときも同じ、株式会社バイタルリードという会社をお願いしています。

副委員長（山下 則芳 君） それだったらあれですけども、前もあれだけやって、そしてまたやって本当に効果が出るのですか。

本当に同様な感じになりそうな気がしてたまらないのです、私。

本当に画期的なものが出るのか、前の業者がまたやるのであれば、そんなに変わらない。問い合わせも、分析の仕方も変わらないような気がしてたまらないのですけれども。

本当、前にいろいろと分析した業者がまた行って、本当に変わるのですか。

私は変わらないような気がする。この495万円が無駄になりそうな気がして、どうもいけないのです。

それであれば、市民とか各地域とか、それに携わっている人たちに聞いて、業者に委託する必要もないような気がするのですけれども、いかがですか。

執行部 前回、2年前につくった地域公共計画は、5年後の目標に向かってある程度右肩上がりに進んでいく計画になります。

ただ今回のサービス水準というのは、あくまでも皆様に満足していただける水準だとか、現状のサービス水準とか、最低限の日常生活を送るための水準というものをそれぞれ、明示していくことによって、皆様の地域における、公共交通を使った生活が何となく見えてくるようなものにしていきたいと考えております。

副委員長（山下 則芳 君） 前回、右肩上がりで結果を出したこと、それ自体がもう間違っていたという判断でよろしいですか。

執行部 間違ふということではなく、やはり人の分布とか、時代が進んでいく中で、なかなかそのときに見込んでいたものに到達できないときには、今回のもう1つの目的として平成26年につくっております、宇部市の公共交通の総合的な方針というものがあまして、ここでは、地域内交通だとか、そういったものの最低ラインではないが、収支率の規定とかを設けて、要は、そこに下がってきたときにはきちんと見直しましょうという形で明示しておりますから、この計画を補完するようなイメージの方針になります。

副委員長（山下 則芳 君） 言われるのは分かるのですが、時代が変わったりすると。2年前ですよ。10年前だったら理解もするが、2年前と今はそんな極端に変わっていないのだけれども、ちょっとその辺が理解できない。

執行部 ただこの短い期間で、大きく変わったのはやはりコロナの蔓延がありまして、令和元年頃から利用者ががっくり減ってきております。

また昨年度、5月にはコロナのほうで5類に移行しまして、利用者数が徐々に戻ってきている状態にありますから、今は過渡期ではないかなと考えてもいます。

副委員長（山下 則芳 君） 正直言って、あまり納得していないというか、あまり意味がないような。個人的に思います。

委員長（早野 敦 君） 射場委員。

委員（射場 博義 君） ちょっと確認ですみません。

先ほどのアカデミー地区常盤台まちづくり構想（案）がありまして、その部分とここの部分はある程度やはりリンクはさせていらっしゃるかどうか、そこだけ確認です。

執行部 そうですね、当然リンクさせていこうと考えております。

委員長（早野 敦 君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（早野 敦 君） ないようですので、以上で、宇部市地域公共交通サービス水準調査・検討についての報告は終わりました。

委員長（早野 敦 君） 次に、宇部市常盤通りウオーカブル推進協議会の開催状況について報告をしたいとの申出がありますので、これを許可したいと思います。

執行部から報告を求めます。

執行部 それでは、宇部市常盤通りウオーカブル推進協議会の開催状況について御説明申し上げます。

この協議会については、令和5年6月の産業建設委員会で、開催状況を一度説明させていただ

いています。

このたびは、その後の状況について御説明させていただきます。

詳細につきましては、担当課長から説明させますのでよろしく申し上げます。

執行部 中心市街地活性化推進課の上田と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

着座にて説明いたします。

それでは、宇部市常盤通りウオーカブル推進協議会の開催状況についてという資料を御覧ください。

まず1ページ目を御覧ください。

こちらは、ウオーカブル推進協議会及びにぎわい創出検討部会の開催状況をまとめたものになります。

上のオレンジの表が協議会、下のほうが部会の開催状況となっております、これまで協議会のほうは9回まで、部会のほうは17回まで開催をしております。

そのうち、令和5年度には、協議会は第7回から第9回までを開催しております、部会のほうにつきましては、第17回を開催しております。

このたびについては、これまでのまとめとして、令和6年2月に開催しました、第9回の内容について御説明させていただきます。

2ページ目を御覧ください。

こちらが、第9回の協議会の報告事項になります。

上から読み上げます。

1番目としまして、社会実験の結果について。

2番目、実施設計内容について。

3番目、ウオーカブル区域について。

4番目、歩行者利便増進道路、通称がほこみちの指定について。

この4つの項目について、報告をさせていただいております。

3ページ目を御覧ください。

社会実験の結果についてになります。

まず、実験項目1としまして、新モビリティの運行についてでございます。

右の写真のような、グリーンスローモビリティ、ちょっと小さいので分かりにくいのですが、そちらを用いまして社会実験期間中の、土日祝日の8日間運行をしております。

これは寿町第1有料駐車場から、新天町周辺への移動手段として実施したもののなのですが、結果に記載しておりますように、利用された方の満足度は高いものでございました。

ただし、実用に向けては、乗車定員が少ないこととか、運転手が必要になるということなどの課題が見られたという形になっております。

次に、下の段になります。

実験項目 2、A I カメラによる駐車場混雑度の情報発信についてです。

こちらは、寿町第 1 有料駐車場と山口銀行宇部支店、それから西京銀行宇部支店の駐車場に、A I カメラを設置しまして、それぞれの駐車場の混雑度をウェブサイトに表示することで、来街者へ駐車場の混雑度を発信したものとなっております。

ウェブサイトを見た方からは役に立ったという声が上がっておりまして、駐車場の稼働率も令和 4 年度よりも僅かですが上昇していると。

ただし、ウェブサイトを見ていない方もかなりいらっしゃいますので、その辺りの情報発信の方法が今後の課題として残っております。

4 ページを御覧ください。

実験項目 3 は、歩行者通行量になります。

結果にございますように、社会実験期間中の平日と休日ともに、実験前に比べますと、歩行者の通行量が増加しているという形です。

特にイベント時には多くの方が通行しているという結果が見て取れます。

その下の段、実験項目 4、A I カメラによる滞在空間の利用状況の分析になります。

こちらは、右側に写真がございましたように、遊具のコンテンツを置いているエリアに A I カメラを設置しまして、そこに滞在した人数をカウントしたのになります。

パルクール日本選手権があった 2 日間は、来場者数も多かったため、約 4, 5 0 0 人が利用しているという形です。

その後の 2 8 日間、こちらが主に社会実験期間中という形になりますが、その期間中においても、1 日当たり約 3 0 0 人が利用しており、滞在空間の有用性がうかがえたという形でございます。

5 ページ目を御覧ください。

実験項目 5、持続可能な管理運営についてです。

これは、将来的な常盤通りの管理運営を行っていくに当たって、実証したのになります。

現在、将来的な管理運営を行う中間組織として、都市再生推進法人である、にぎわい宇部を想定しておりまして、期間中は、にぎわい宇部のスタッフをウオーカブルエリアに隣接する、仮事務所に配置しまして、日常管理のほか、イベントの実施などに携わっていただきました。

今後は今回の結果を踏まえて、中間組織設立に向けて取り組んでいくこととしております。

その下の段になります。

実験項目 6、自転車と歩行者の通行の安全性についてです。

これは、歩道内での歩行者と自転車の安全性を確認したのですが、歩道内のヒヤリハットは日常的にも起きており、今後は自転車の通行時のルールですとか、あとは駐輪場の整備に向けて

取り組んでいく予定としております。

6 ページを御覧ください。

実験項目 7 は、アーバンスポーツエリアの騒音対策についてです。

今回は、右の写真にありますようにスケートボードのランプを設置したのですが、ランプの部分の加工をすることで、騒音の低減を試みましたが、おおむね 5 デシベル程度の低減にとどまりましたので、大幅な低減には至っていないという形でございます。

今後は、整備に当たって舗装材の選定ですとか、騒音対策に取り組んでいきたいと考えております。

その下の実験項目 8 でございます。

道路形態の変更による影響を実証したものでございまして、パルクール等を行った時に 2 日間ほど国道を通行止めして、渋滞など見られなかったかということで、ほかの道路の影響を確認したのになります。

特に渋滞等は見られなかったので通行止めにする、こういったイベントが可能ということは分かったのですが、隣接する商店など、そういった所の営業に影響が出るのではないかということで、苦情がいくらか見られたということで、そういったところの情報提供というのが課題として残っております。

7 ページを御覧ください。

こちら、ウオーカブル推進協議会で決定した実施設計の内容になります。

5 点ほどございまして、1 番としまして、ケヤキの樹間を決定したこと。

2 番目として、旧山口井筒屋宇部店の跡地の前にあるプラタナスを伐採するという事。

それから 3 番目としまして、芝生エリアは天然芝を基本とするということ。

4 番目が、バスシェルターの屋根はフラット型のタイプとするということ。

5 番目としまして、自転車と歩行者の通行に当たり、ルールや通行帯を検討するという事。

こういった 5 項目について、検討をさせていただきました。

8 ページを御覧ください。

こちらは、その協議会の中で出た意見を取りまとめたのになります。

1 つ目は、キッズラップ前の子供の遊び場について、親が見守りで座れる所を検討してほしいというもの。

2 つ目は、砂場については、維持管理の観点からやめたほうがよいということで、社会実験で人気のあったトランポリンなどの遊具を検討したらどうかというものです。

3 つ目は、せせらぎの水深はくるぶし付近まであったほうがよいということ。

4 つ目は、トイレの計画については、どうなっているのかということでございます。

こちらについては、中津瀬神社敷地にあります公衆トイレをより大きな規模で更新する予定と

しております。

5つ目としまして、コンテナのデザインは周囲に調和したものとしてもらいたいということでございまして、これらの意見について現在、設計等に反映することを進めているという状況になります。

9ページを御覧ください。

こちらは、ウォーカブル区域についての説明となります。

ウォーカブル区域は、駅前や商店街など人が集まるまちなかについて、人々が歩いて広場、店舗などに立ち寄ることが想定される、おおむね1キロメートル程度の歩ける範囲のことになります。

こちらを都市再生整備計画にて設定するということになります。

このウォーカブル区域を設定することによりまして、隣接する民間事業者等が、区域内で市町村の取組と併せて交流・滞在空間を創出する事業を行う場合、税制の特例ですとか法律上の特例等、支援措置を受けることができます。

協議会では、次のページの範囲をウォーカブル区域として設定することについて承認をいただいたところでございます。

10ページを御覧ください。

こちらの青い線で囲まれているエリアが、ウォーカブル区域という形になります。

常盤通りを南北に隔てまして、おおむね29ヘクタールほどの広さがございます。

11ページを御覧ください。

こちらは、歩行者利便増進道路、通称がほこみちという制度になりますが、こちらの指定に関するものになります。

この制度は、にぎわいのある道路空間を構築するための道路の指定制度でございまして、この制度を活用することにより、右の図のような特例区域というところをまたさらに設定するのですが、そういった場合、指定によるメリットと書いてございますが、そういった占用に対して柔軟に認定がされるということですので、ウォーカブル化の魅力が最大限に発揮されるということで、範囲としましては、市役所前から旧エムラの前まで約650メートルの区間について、指定に向けて国土交通省と協議を進めているというところでございます。

次に、12ページを御覧ください。

今後のスケジュールとなります。

13ページを御覧ください。

位置図のほうになります。

まず、赤色に着色しています市役所前でございます。

こちらにつきましては、令和5年度から工事のほうにも着手しておりまして、現在は右の写真

のような形で、国土交通省が主に工事しておるとい形になっておりまして、このブロックにつきましては、令和6年度中の完成を予定しているという形です。

また、令和6年度には、図の青色の箇所3か所、ヒストリア前と旧井筒屋前、それから旧松井家具前。この3か所につきましては、工事に着手する予定としておりまして、この3か所につきましては、令和7年度までの整備時期を見込んでいるという形です。

その後、令和7年度以降は、緑色の箇所の4か所ほどブロックがございまして、こちらに、西側から順次進めていくという形で令和8年度までの整備を見込んでいるという形でございます。

以上で、宇部市常盤通りウオーカブル推進協議会の開催状況についての説明を終わります。

委員長（早野 敦 君） 以上で、報告は終わりました。

この際、ただいまの報告について質疑等はありませんか。林委員。

委員（林 豊廣 君） 説明ありがとうございます。これ特別委員会がありますね。

特別委員会での説明というのは、どのようになりますか。

執行部 特別委員会でも、この内容は説明させていただくものと、あと、にぎわい交流拠点施設の愛称募集に関しても、説明させていただくこととしております。

委員（林 豊廣 君） それと、今イベントのときに、国道190号の旧井筒屋の辺りを通行止めとしても混雑はなかったと話が出ていましたけれども、将来的にこの辺りを歩行者天国にするような計画はないですか。

この辺りを常にイベント会場として、イベントをすれば人が来るというアンケートというか実績が出ていますので、この辺りの活用というか道路を、イベントとか開けたものにする、歩行者天国のような形にするというのは構想的にありますか。

執行部 今の時点で、歩行者天国という考えはございませんが、今回、国道を通行止めにしてイベントが開催できるということもありましたので、ウオーカブルができた際に、イベント時に、何らかの形ができればということ。

それから将来的には、例えば月に1回マルシェを行っていかとか、そういったことも検討はしていきたいとは考えております。

以上でございます。

委員（林 豊廣 君） ぜひ、お願いしたいと思えます。

それと騒音の説明で、うるさいとありました。

あれは、スケートボードとかいう器具を使う、うるささですか。それとも、人が集まることによって、声がうるさいということですか。

執行部 両方ともございまして、スケートボードの場合、やはりちょっと甲高いカシャンという音ですとか器具の当たる音とか、そういったものがうるさいというのが一番大きなものになります。

それと、やはりボスティビルドの前では、トランポリン等子供が遊べるようなものを実験期間中に置いていましたので、小学生が帰宅後に集まって遊ぶということで、やはり声を出して楽しんでいるというので、そういった声に対しても若干苦情といたしますか、おっしゃられる方もいらっしゃるというのは事実でございます。

委員（林 豊廣 君） 人が集まる所がうるさくなるというのは当然と思うのですけれども、それがやはり今の時代の流れとしたら、うるさいと感じる方がいらっしゃるのですね。

執行部 時間帯にもよりますが、やはり夜以降になって、まだそこでスケートボードをやっているとか若い高校生ぐらいの子が集まっているとか、静かになってきた頃に声がうるさいというようなものが大きなものかなと思いますので、その辺りはしっかりとルールづくりをしていけば、何らかの対策ができるのかなと考えております。

以上です。

委員（林 豊廣 君） そうすると今、恩田スポーツ公園ができますね。

そちらに向かわせるガイダンスというか、案内は必要で、器具のうるささというのは、解消させていかなければいけないと思います。

人が集まることによって、子供たちがキャーキャー言うのがうるさいと言うのは、なにか逆行するような感じがするのですけれど、その辺もぜひ、住民の人たちに説明をしていただければと思っています。

委員長（早野 敦 君） ほかに。山下副委員長。

副委員長（山下 則芳 君） 全然関係ないかもしれませんが、ちょっと聞きたい。市役所前の木とか花木みたいなものが植えてあったと思うのですけれども、それは伐採してどこに移動させたのですか。それを見るのが楽しみな人がいらっちゃって、どこへ植えたか聞いてきてくれと言われたもので。

執行部 常盤通りに関しましては、基本的には既存木がかなり巨木化しているものが多いことから、そういったものはもう伐採処分ということで、完全にもう処分させていただいているものがほとんどでございます。

副委員長（山下 則芳 君） 市役所前の所にあった木も全部そうですか。

植え替えは1本もないのですか。市役所前だけ。

執行部 そうですね、市役所の前につきましては、基本的には全て伐採処分しております。

副委員長（山下 則芳 君） 分かりました。

委員長（早野 敦 君） ほかに。笠井委員。

委員（笠井 泰孝 君） 3ページの、A Iカメラによる駐車場混雑度の情報発信のところですが、これは、今言われた駐車場というのは、有料駐車場ですか。たしか先ほど、山口銀行と言われたと思いますが、有料も無料も入っているということですか。

執行部 はい、おっしゃるとおり、まず、寿町第1駐車場につきましては有料の駐車場でございます。こちらにもカメラを設置しております。

それから、土日祝日に関しましては、この期間中は周りの金融機関に、時間外ということもありますので、無料で開放していただけないかと相談した結果、決まりましたので、そちらについては無料で止めて大丈夫ですよということから、山口銀行と西京銀行については、カメラを設置させていただいたという形でございます。

委員（笠井 泰孝 君） そのときに、前から商店街の方から駐車場が少ないから商店街が寂れたのだとか何とかといろいろ言われていると思いますけれども、こうやって今の無料駐車場というか、山口銀行とか西京銀行とか。

要するに、有料駐車場の持ち主から文句というのは何かあるのですか。

執行部 特に有料の駐車場の方から、文句とかそういった苦情等は受けてはおりません。やはり駐車場が不足しているという中で、今現在、先ほど山口銀行、西京銀行という話もしましたが、周りに金融機関が多くございますので、そういった所にもこのたびも協力をいただいて、土日には開放していただけるという話を大体の銀行さんがオーケー出してくださいました。今後はそれを通常時土日、ずっとできるような形にできたらと考えております。

そのあたりで、100台近くまでは確保できるのかなと思っていますので、御協力を求めていますと考えております。

以上です。

委員（笠井 泰孝 君） それと、ウオーカブルの全体を通して見ると、やはりトイレの数と飲食を伴う、要するに人が集まったときに、休憩場所とちょっとおながすいたときの対応が少ないかなと思うのですけれども、山口銀行前に今でも、キッチンカーが何台か止まっているのは見るのですが、何というかその辺の対応というか、要するに、逆に言うと人が集まるのであれば商売をしようかという人も出てくるかなと思うのですけれども、その辺の改善というか、何かあれば教えてください。

執行部 今の山口銀行前のキッチンカーにつきましても、今後先ほども申しましたように、中間組織というものを立ち上げまして、にぎわい宇部が今も山口銀行前の所も管理されているのですけれども、ほかのエリアがどんどんできてくれば、キッチンカーが置ける部分が何か所かできてきますので、そういった所にもキッチンカーを当然配置させていただく、そういう募集をしていくという形になろうかと思っております。

あと、隣接の店舗等も、今、うどん屋さんができたりと、ある程度期待感は出てきているのかなと思います。

そういった民間の店舗の、今後の状態もよくなってくればというふうに考えております。

委員（笠井 泰孝 君） トイレは1か所だけか。

執行部 トイレは、中津瀬神社のトイレが、今のトイレよりもちょっと大きくなりますので、便器の数も増えます。

それと、にぎわい交流拠点施設、こちらでトイレをかなり確保できるようにはなっております。各階で多目的トイレも入るようになりますので、そういった所で確保していきます。

それと、新庁舎2期棟のほうも年中開いている形になりますので、そういった所を活用していくと考えております。

委員長（早野 敦 君） はい、林委員。

委員（林 豊廣 君） 都市空間と緑というのは、一応木も寿命があると思うのですけれども、これやはり危険性もあると思うのですけれども、都市空間と緑というのは必要で、人が集まる所でこもればとかそういったものがあれば、真夏でも少しではというような気がしますけれども、都市空間と緑というような保有というのは、この計画の中に入っておりますか。

執行部 先ほど申しましたように、伐採をして、今度何をどうするのかということになりますけれども、ケヤキで並木をつくっていくということになります。

先ほど報告の中でもありましたように、大体10メートル間隔ぐらいで、ケヤキの木をまずは植えていく、それが主立った、街路樹になります。

あと緑化ということ言えば、植樹帯の部分にも、低木ですとか繁茂するようなものですとか、そういったものを植えていきますので、花と緑が確保できると考えております。

委員（林 豊廣 君） ぜひお願いします。

私も時々東京に行くのですけれども、東京は都市なのに緑がすごく多いのです。

木が多い、あれだけの都市でありながら緑の保有率はかなりあると思います。

宇部市役所の周りもケヤキということでもありますので、どうかこうやさしい光が入るような、こもればのあるような都市空間をつくっていただきたいと、これは希望です。

委員長（早野 敦 君） はい、山下副委員長。

副委員長（山下 則芳 君） 木について今いろいろ問題になっているのが、落ち葉拾いが大変だから落ち葉が落ちないような木にすることが、流行っているのですけれども、ケヤキは葉が落ちますよね。その辺は検討されないのですか。

執行部 今おっしゃられたとおり、ケヤキもやはり、落ち葉というのは時期によって落ちてくるのですけれども、今、主に常盤通りで問題になっていると言いますか、皆さん意見を聞くと、プラタナスの葉っぱが落ちた時期に、かなり大きな葉っぱがいっぱい落ちるということで掃除が大変ということがございまして、先ほどちょっとお話ししましたように、旧井筒屋前の所のプラタナスについては、そういった理由もあって、撤去していこうという話になっております。

ケヤキ等どうしても葉っぱは落ちてくるのですが、そういったところの清掃も、今後、中間組織のほうが立ち上がってきますので、そういったところである程度、日常管理運営というところ

でやっていただくようには考えております。

ただ、どうしても、沿線の方々の掃除が全然なくなっただかと言うと、そういったところは、また協力いただく部分もあるのではないかなと考えております。そのあたりは説明をしていくようになるのかなと考えております。

副委員長（山下 則芳 君） ケヤキにこだわらなくて、ケヤキ以外を選定することはないのでしょうか。

執行部 そうですね、ウオーカブル推進協議会の中で、どういったものがあるか、当然、落葉樹ではないものでもあったかもしれないのですが、やはり樹形と言うか、木の形とか、将来的に木陰になるとか、そういったところを踏まえて考えた結果、ケヤキという選択肢になったという形ですので、こちらのほうは、そういう形で進めていきたいと考えています。

副委員長（山下 則芳 君） 協議会の人たちが率先して、その人達が率先して落ち葉拾いをするからということの判断でよろしいですか。

執行部 協議会の方というよりは、今後は、先ほど申しました中間組織、そういったところで管理をしていくというのが主立ったものになりますので、そちらのほうで運営をしていく中で、落ち葉拾い等を行っていくのがメインになってくると思います。

委員長（早野 敦 君） はい、三好委員。

委員（三好 保雄 君） 街路樹の件、ありがとうございます。

私、教員だった時代に、日本一が宇部にあると、授業をしたことあるのですけれども。

昭和26年、街路樹が日本で、それを日本の各都市が、宇部をまねしてきたと。

公害とか、降下ばいじん世界一だったわけですから。

それで、そのときにプラタナスとか柳が多かったのですけれども、時を経て、いろいろ種類が変わるのだなと思ったのだけれども。

その頃、住民の方が、市役所の方が落ち葉を拾っていたけれども、そういうことだったら私たちが拾うから、水もあげるからということで、まちづくりということで行ったことがあって、これはすごいことで、宇部市には立派な御先祖がいたのだというような話を授業で話したのですけれども。

この前、人口減少・少子化対策調査特別委員会で立川市に行ったのですが、ケヤキは上に伸びている感じがやはりすごいなど。

そして、藤山小学校は青木周蔵という有名な方が卒業生でいらっやあって、その方がドイツから苗を送ってくださったということで、プラタナスをずっと植えていますけれども、あれはのけるわけにはいかないということがあるのですけれども、時代によって木の種類が変わるのだなと思うのですけれども、今、林委員がおっしゃったように、市民から、街路樹、そしてまちづくりの中で協力を得ていくというのはすばらしい方法だと思いますので、意見として述べさせていただきます。

きました。

委員長（早野 敦 君） はい、山下副委員長。

副委員長（山下 則芳 君） 私、一般質問で喫煙の質問をしましたがけれども、今インバウンドとか、観光客などが増えてきているが、外国人の方は、路上でたばこを吸うのが当たり前に近いところもあって、このウオーカブルについても、どこか真締川でもいいから、ちゃんとした吸う所を造るべきで、それをしないと、多分、我慢できない人は見えない所で吸って、ポイ捨てが増えます。

だから、それをなくすためにも、受動喫煙をなくすためにも、きちんと喫煙場所を造ると。

それで私が要望したのは、それで喫煙場所をきちんと1つ造って有料化、本当に我慢できない人はお金を払ってもらおう。

それによってまた収入も増えるし、きちんとした大きい喫煙所を造るべきだと思います。

基本的には、僕も、たばこをやめさせるほうが、命だから大事だと思うのですけれども、それでも吸う人はいます。

だから、我慢できない人のためにはお金を取ってでも、きちんとした喫煙場所を造るということを提案しますがどうか。

執行部 喫煙場所ということで、今、喫煙場所の計画はしておりません。

そして、ウオーカブルで道路上に造ることはまずできないのと、また公共施設ということで、市役所の敷地の中に造ることもできないと考えていますので、受動喫煙が出ないような工夫は必要だと思いますけれども、今、喫煙所を造るという方向にはありません。

以上です。

副委員長（山下 則芳 君） 今、部長が言いましたようにできないのではなくて、やろうと思ったらできるのです。法律もきちんとしたものをつくれば、できるとなっています。

原則としてですからあくまで。ちょっと言わせてください。

それと、歩行者の所ではなくて公園とか、真締川の所に造ることで毒性もなくなる。

また、よく皆さん、共存共栄と言うけれども、共存共栄からしても、自分たちと違う意見があるのも尊重するという事だから、いつも共存共栄と言っているのなら、吸う人の意見も尊重すべきだと思うのですけれどもいかがでしょうか。

執行部 市役所というか、宇部市全体の中で共存共栄という話はあると思いますけれども、今、ウオーカブルの中の話をしていただくと、ウオーカブルの中で喫煙所というのは考えておりません。

なかなか造る所もないので考えていません。

副委員長（山下 則芳 君） 造る場所がないというのがよく分からないのですけれども、いくらでもあると思うのですけれども。

では、ウオーカブルの所以外で、どんどんそこに行って吸えばいいと。そうでなくて、都市計画で造るときは、そこがきちんとして見本を見せる。よそでなら吸っていいというのは違うような気がしますがいかがですか。

執行部 なかなか難しい問題だと思いますけれども、市長が答弁されたように、やはり吸う人が、受動喫煙者が出ないように配慮するということが大原則だと思います。

ですから、都市計画の中で、喫煙者がどうだこうだということではなしに、誰もがということになったときに、喫煙者を優先的に考えるという考え方もあるでしょうし、そうじゃない考え方もあるでしょう。

いろいろな考え方があると思いますけれども、今、私どもではウオーカブルの空間の中で、喫煙所というのは考えていないというのが現状です。

副委員長（山下 則芳 君） 考え方の相違でしょうけれども、話が長くなるからここでやめますけれども、そうではなくて分煙をきちんとしなさいというのは総務省から出ていて、部長が言うのは厚生労働省に偏った意見だと一言言って終わります。

委員長（早野 敦 君） はい、三好委員。

委員（三好 保雄 君） 喫煙のことについて、私も小学校の教員として、ずっとたばこを吸うのは悪だと教えてきたのですけれども。そうではないような気がして、今、エビデンスが変わってきまして、肺がんが減らないと、たばこを吸う人は減ってきたのに肺がんがどんどん増えている。それはやはり、体の中に入っている化学物質、食品添加物等から入ってくる部分とか、いろいろなものがあるのではないかなと言って、市長がエビデンスとおっしゃいましたけれども、そこはちょっと議論としては違うのではないかなというところがありますので、一応、今、喫煙所で有料喫煙所というのもあってもいいかなと私は個人的に思っています。

委員長（早野 敦 君） ほかに、荒川委員。

委員（荒川 憲幸 君） 先ほど、自転車と歩行者の関係でいろいろあったという話で、もう1つ議論の中で加えてほしいのが、車椅子に関してもやはりきちんとそのエリアを確保していくのが必要になると思いますので、検討の中に含めていただければとお願いいたします。

委員長（早野 敦 君） 木原委員。

委員（木原 大介 君） 3月の代表質問のときにうちの会派長が、パルクール選手権開催のときに、たばこの吸い殻がたくさん落ちていたとおっしゃったと思うのですけれども、行政が大規模に都市計画というか何かをするのであれば、人口の10パーセント以上が喫煙者なので、分煙について、計画に入れるべきではないかなと思います。

ただ、やってくれではなくて、何かしなければいけないという意識を持っていただきたいなと思っているので、どこか喫煙ができるスペースを何かうまいこと造ってくれたらいいなと思います。

委員長（早野 敦 君） 荒川委員。

委員（荒川 憲幸 君） いや、これは報告事項なので、一般質問のようなことを幾ら聞いても。

委員長（早野 敦 君） はい、以上で、宇部市常盤通りウオーカブル推進協議会の開催状況についての報告は終わりました。

都市政策部の皆さん、お疲れさまでした。

委員長（早野 敦 君） 次に、宇部市事業所設置奨励条例施行規則の一部改正について報告をしたいとの申出がありますので、これを許可したいと思います。

執行部から報告を求めます。

執行部 産業経済部です。部長の林です。よろしくお願いします。

執行部 次長の村岡です。よろしくお願いします。

執行部 企業立地推進課長の藤村です。よろしくお願いします。

執行部 企業立地推進課副課長の喜志多です。よろしくお願いします。

執行部 令和6年3月29日付で、宇部市事業所設置奨励条例施行規則の一部を改正し、令和6年4月1日付で施行しております。

その詳細につきまして、担当課長から説明させますので、よろしくお願いいたします。

執行部 それでは、宇部市事業所設置奨励条例施行規則の一部改正について御報告いたします。資料の2ページ目を御覧ください。

宇部市には、複数の産業団地がありますが、山陽小野田市との市境に、小野田・楠企業団地があります。

宇部市域の区画は、ページ右下の区画図のうち赤枠で囲った4区画となります。

小野田・楠企業団地は、平成15年度から分譲を開始しており、宇部市事業所設置奨励条例に基づき、用地取得奨励金として用地取得価格に対し、宇部市域側は県40%、市40%の計80%としておりました。

平成24年度から県の防災用地となったことから、用地取得奨励金の適用を外しておりました。資料1ページ目にお戻りください。

その後、県は、当団地の防災用地を解除し、令和4年度から再び分譲を始めましたが、宇部市は、小野田・楠企業団地の用地取得奨励金を適用除外としていたため、宇部市域側は用地取得価格に対し、県40%、市0%の計40%、これに対し山陽小野田市域側は、県40%、市40%の計80%の交付となっております。

このように、同じ産業団地内において、宇部市域と山陽小野田市域とで補助率が大きく異なっていたことから、これまで宇部市域への企業進出に至った区画はありませんでした。

このたび、当団地の宇部市域側における企業誘致を強力に進めるため、本市において交付する用地取得奨励金の対象地域を見直し、県と市が交付する補助率の合計を山陽小野田市域側と同率とするため、令和6年3月29日に本規則の一部改正を行ったものです。

以上で説明を終わります。

委員長（早野 敦 君） 以上で、報告は終わりました。

この際、ただいまの報告について質疑等はありませんか。新村委員。

委員（新村 秀雄 君） これ40%を今回補助していただけるということなのですが、この補助に対して、早速何か反応があったのでしょうか。

執行部 この区画は、これまでもお声がかかっていたのですが、山陽小野田市と比較する中で、どうしても山陽小野田市のほうに関心があるということで、実は成約には至っていないケースが過去にもございました。

以上でございます。

委員長（早野 敦 君） はい、笠井委員。

委員（笠井 泰孝 君） 新たに追加ということは、以前から入っていらっしやった所は、その恩恵にはあずかれないということですか。

執行部 宇部市域は4区画ございますけれども、進出企業は1件もございませんので、この40%の恩恵というのは今までもありませんでした。

以上でございます。

委員長（早野 敦 君） ほかにありますか、新村委員どうぞ。

委員（新村 秀雄 君） 今、工業団地が宇部市は少なくなってきていると思うのですが、今、現状はここしかないということですか、空きはどうなのでしょう。

執行部 宇部市の産業団地は3か所に空きがございまして、今ここで申しました小野田・楠企業団地に4区画、そして宇部新都市に、あすとびあですけれども3区画ございます。

あと、空港に近い宇部臨空頭脳パークに1区画残っており、計8区画でございます。

以上でございます。

委員長（早野 敦 君） ほかに、ないようですので、以上で、宇部市事業所設置奨励条例施行規則の一部改正についての報告は終わりました。

産業経済部の皆さん、お疲れさまでございました。

委員長（早野 敦 君） 次に、宇部市公共下水道芝中ポンプ場再構築事業の進捗状況について報告をしたいとの申出がありますので、これを許可したいと思います。

執行部から報告を求めます。

執行部 土木建設部です。よろしくお願いします。

それでは、宇部市公共下水道芝中ポンプ場再構築事業の進捗状況について御説明申し上げます。
現在、官民連携手法を活用して、芝中ポンプ場の再構築事業を実施するため、順次手続を進めているところであります。

令和5年9月議会の本委員会において、事業概要、官民連携手法の導入、事業者選定委員会について御報告をさせていただいておりますが、このたび、その後の進捗状況、特定事業の選定、募集要項と今後のスケジュールについて、御報告するものです。

詳細につきましては、担当者から説明させますので、よろしく申し上げます。

すみません、新体制ということで、自己紹介のほう申し上げます。

私、引き続き土木建設部長やっております、村上と申します。よろしく申し上げます。

執行部 同じく、土木建設部の福田といいます。よろしく申し上げます。

執行部 同じく、土木建設部の國司といいます。よろしく申し上げます。

執行部 下水道経営課長の若崎といいます。よろしく申し上げます。

執行部 下水道経営課副課長の岡本と申します。よろしく申し上げます。

執行部 下水道経営課の幸明といいます。よろしく申し上げます。

執行部 下水道施設課長の姫田と申します。よろしく申し上げます。

執行部 下水道施設課の友末と申します。よろしく申し上げます。

執行部 それでは、宇部市公共下水道芝中ポンプ場再構築事業の進捗状況について報告させていただきます。

資料2ページ目をお願いいたします。

本日、説明する内容についてですが、1 これまでの経緯、2 特定事業の選定、3 募集要項等の公表、4 今後のスケジュールの順で御説明いたします。

続きまして3ページ目をお願いいたします。

それでは、1 これまでの経緯ということで、これまでのスケジュールについて簡単に御説明いたします。

まず、令和4年12月議会の産業建設委員会において、事業概要と官民連携手法、DB方式の導入について御報告しております。

議会の報告後、令和5年7月には、実施方針の検討から技術提案の審査、民間事業者の選定まで行う組織として、学識経験者等で構成された事業者選定委員会を立ち上げております。

その後、令和5年9月議会においては、市議会議員選挙によって、産業建設委員会の委員の変更があったことから、再度、事業概要とDB方式の導入の経緯、事業者選定委員会の立ち上げについて説明させていただきました。

令和5年10月には第2回目の事業者選定委員会を開催し、実施方針及び要求水準書について検討していただき、その後、意見を取りまとめ、実施方針（素案）を公表し、民間事業者からの

質問を受け付けました。

その結果、7社の企業から109問の質問がございました。

令和6年2月には、民間事業者からの質問内容や意見等を反映させた実施方針（案）と、要求水準書（案）を公表し、再度、民間事業者からの質問を受け付けました。

その結果、6社の企業から210問の質問がありました。

令和6年5月15日には第3回目の事業者選定委員会を開催し、募集要項と事業者の選定基準について検討を行っております。

検討していただいた意見を取りまとめ、募集要項と選定基準を作成いたしましたので、後ほど説明させていただきます。

続きまして、4ページ目をお願いいたします。

こちらの資料は、以前説明した資料の振り返りとなりますが、芝中ポンプ場の概要となっております。

芝中ポンプ場は、図面の左下の赤色の部分に位置しており、図面上の着色部分、ピンク色、黄色、水色の汚水が集まってくるポンプ場となっております。集められた汚水は芝中ポンプ場でポンプアップされ、東部浄化センターへ送水されています。

送水された汚水は、東部浄化センターできれいな水へと浄化され、海へ放流されております。

また、芝中ポンプ場は、現在、施設の耐震性能不足や老朽化が進行しているため、建て替えを行う方針としております。

続きまして、5ページ目をお願いいたします。

こちらの資料も振り返りになりますが、芝中ポンプ場の事業内容となっております。

平面図の上側に芝中ポンプ場、平面図の下側に東部浄化センターが位置しております。

主な事業内容としては、芝中ポンプ場の場内の老朽化したポンプ棟は、東部浄化センターの場内へ移設を行い、送水管については布設替えを行うこととしております。

次の6ページをお願いいたします。

本事業の特徴ですが、施設の老朽化によって更新が急務であるということ、多額の費用がかかるということ、また、改築工事のため、工事の難易度が高いという特徴がございます。

これらの特徴に対応する策として、民間の高度な技術力や創意工夫が期待でき、また、宇部市の玉川ポンプ場のDBO事業でも実績があります官民連携手法を導入し、事業を実施することといたしました。

手法の選択についてですが、ポンプ場の建設後は、市の直営で運転管理を行うため、資料中①のDB方式を採用しております。

次の7ページ目をお願いいたします。

2特定事業の選定について御説明いたします。

ここからが、新しく説明する内容となっております。

今回、採用する官民連携手法DB方式については、PFI法の適用外とはなりますが、民間事業者が創意工夫を発揮しやすく、客観性や公平性が確保しやすい、PFI法に基づく調達手続を参考に、現在手続を進めております。

PFI法に基づく手続としては、PFI法7条には、PFI事業として実施することが有効であると判断した場合は、特定事業として選定すること。

また、PFI法11条には、特定事業として選定する場合は、客観的な評価を公表しなければならないと定められております。

次の8ページをお願いします。

続きまして客観的な評価を行うに当たって、従来方式とDB方式の比較を行っております。

まず、定量的評価として、整備費と事業期間を算定し比較した結果、整備費は約9億5,300万円の削減、事業期間は1年の短縮となりました。

また、市の財政支出額の縮減効果の指標として、VFMを算定した結果、VFMは6.1%となっております。

次の9ページをお願いいたします。

続きまして、定性的評価についてですが、DB方式を採用することによって、①一括発注による事業の効率化、②公募型プロポーザル方式による良質なサービスの提供、③リスク分担の明確化について、導入効果を確認することができました。

これらの評価結果を、特定事業の選定として公表する予定としております。

また、このたび事業費が確認できたことから、6月議会の予算決算委員会分科会において、債務負担限度額135億2,500万円ほど予算計上したいと考えております。

次の10ページ目をお願いいたします。

3募集要項等の公表について御説明いたします。

募集要項については、第3回目の事業者選定委員会で検討した募集条件や優先交渉権者の選定基準について、委員会で出た意見等の取りまとめを行い、募集要項等として資料①から⑤を公表する予定としております。

また、募集要項の公表時期については、6月議会の終了後を予定しております。

次の11ページをお願いいたします。

募集要項等のポイントについてですが、当事業の参加資格の要件としては、JV構成員に市内企業を3社以上入れることとしております。

また、同種同等の施工実績も、参加要件として問わないことから、市内企業も参加可能な募集条件としております。

次に、優先交渉権者選定基準についてですが、市が当事業について、重要視する項目について

重点的に配点を高く設定しております。

重要な審査項目としては、要求水準書に示します事業の基本理念の内容や、地域経済への貢献として、市内企業や人材の活用、市内産の製品資材の活用などを設定しております。

続きまして、12ページをお願いいたします。

最後に、4今後のスケジュールについてですが、この6月議会の予算決算委員会において補正予算を計上し、議会承認後に募集要項等の公表を行いたいと考えております。

その後、令和7年2月に第4回目の事業者選定委員会を開催し、委員の皆様、事業者から提出された提案書の審査を行っていただき、最終的に優先交渉権者を選定していただきます。

選定結果については、3月議会において御報告させていただき、令和7年4月から事業着手する予定としております。

説明は以上となります。

委員長（早野 敦 君） 以上で、報告は終わりました。

この際、ただいまの報告について質疑等はありませんか。新村委員。

委員（新村 秀雄 君） 教えていただきたいのですが、募集要項の公表でJVの構成、これは3社というのは、いわゆる親と子の片方が一社かんでいけばいいという考え方なのでしょうか。

執行部 親とか子とか、そういった限定はしておりません。

あくまで市内業者が3社ということで、募集をかけております。

委員長（早野 敦 君） ほかに、笠井委員。

委員（笠井 泰孝 君） 今回の関係ですけれども、施工実績を問わないというのは、これは例えばさきほどの説明の中では、今回の芝中ポンプ場再構築はいろいろ技術的な問題があるという説明を受けた後に、施工実績は問わないというのがちょっと似合わないと感じたのですけれども、何か意図があるのですか。

執行部 施工実績については問わないのですけれども、採点評価の点で、実績とか提案とかというところの内容について審査いたしますので、そういったものが全てそこを総合的に加味されて優れた事業者が選ばれるという仕組みになっておりますので、あくまで入り口は広くして誰でも参加できるような仕組みづくりを行っております。

委員（笠井 泰孝 君） ちょっと違和感があったのが、今までは、例えば旧山口井筒屋宇部店を壊すときでもいろいろな技術が必要だから、その技術ができる所をお願いするという形で、どちらかと言うと市内業者が追い出された形なのですけれども、今回特に地域経済への貢献というところを強調されていると感じたので、その辺は宇部市でも、何か地元への貢献という特別な思いがあったのでしょうか。

執行部 今回、優先交渉権者選定基準を作成する際に、委員の方々からも意見が出まして、や

はり重要なところが地域経済への貢献ということで、そういったところの配点を高くして、こういった事業が行われることによって、いかに市内の経済が豊かになるかというか、そういう方向性を求めて、今回、優先交渉権者選定基準を作成しております。

その中で市内企業であったり、市内人材を有効的に使うという提案を求めて、そういった形で、民間事業者からの何%以上使いますという数字であったり、金額の面であったり、いろいろな面で、提案をいただきたいと考えて、今回、項目配点を高くしております。

委員長（早野 敦 君） ほかに。

はい、それでは、宇部市公共下水道芝中ポンプ場再構築事業の進捗状況についての報告は終わりました。

委員長（早野 敦 君） 以上で、本委員会に付託されました議案等の審査は終わりました。

委員長報告及び議会だよりに掲載予定の委員会報告については、正副委員長に御一任をお願いいたします。

次に、その他として、行政視察調査票をお配りしたことをお伝えいたします。

委員長（早野 敦 君） 以上で、産業建設委員会を閉会します。

———— 午後零時1分閉会 ————

令和6年6月19日

産業建設委員会委員長 早 野 敦